租税特別措置法施行令第42条の７第１項に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を定める件の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和８年３月31日
厚　生　労　働　省

今般制定された、租税特別措置法施行令第42条の７第１項に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を定める件（令和８年厚生労働省告示第177号）は、令和８年度税制改正の大綱に基づき、重点医師偏在対策支援区域において開業・承継する診療所が登録免許税の特例を受ける際に満たすべき要件を定めるものであり、行政手続法（平成５年法律第88号）第39条第４項第２号及び第８号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※　行政手続法（平成５年法律第88号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条　命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

２・３　（略）

４　次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一　（略）

二　納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に関し必要な事項を定める命令等を定めようとするとき。

三～七　（略）

八　他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

担当：厚生労働省　医政局地域医療計画課